

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-32	第5回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会		
開催日時	平成21年5月19日(火) 午後1時30分から 午後2時55分まで			
開催場所	墨田区役所17階 区議会第1委員会室			
出席者数	委員16人(青山 侑 村上 順 坂下 修 木内 清 加納 進 高柳東彦 阿部洋一 小川 昭 五月女晴美 末富裕二 須貝利喜夫 瀧澤賢司 中川勝右 七岡 剛 丸山妙子 田中 進) 幹事10人(織田雄二郎(企画経営室長) 岡田 貢(総務部長) 横山信雄(区民活動推進部長) 深野紀幸(区議会事務局長) 中山 誠(企画経営室企画・行政改革担当課長) 岸川紀子(企画経営室広報広聴担当課長) 小暮真人(総務部総務課長) 酒井敏春(総務部法務課長) 岩瀬 均(区民活動推進部区民活動推進課長) 有田武雄(区議会事務局次長))			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	8人
議 題	1. 中間まとめに向けて、これまでの論議の論点整理について 2. その他			
配 付 資 料	1 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会幹事名簿(平成21年5月1日～) 2 第1回～第4回検討委員会での議論を踏まえた論点整理 3 (仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例中間まとめ作成に向けて～さらに議論を深めるために～ 4 条例の検討過程における区民参加・普及啓発について 5 次回以降の検討委員会の開催予定について			
会 議 概 要	1. 議事 ・(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例に関わる検討の中間のまとめに向けて、これまでの議論の論点などについて幅広く意見交換を行った。 ・次回(第6回)検討委員会について、6月5日(火)13時30分より、開催することとした。 なお、詳細は、別紙「第5回(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会 議事録」のとおり			

所 管 課

区民活動推進部区民活動推進課（内線 3511）

第5回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会 議事録

青山会長 第5回（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会です。本日は保井委員、谷本委員、平井委員から欠席との連絡を受けています。議事に入る前に、区職員の人事異動が5月1日付であり、新たに横山部長が、今後、この検討委員会に幹事として出席いただくということですので、一言ご挨拶をお願いします。

横山幹事 ただいまご紹介いただきましたように、5月1日付で区民活動推進部長に就任しました横山です。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 中間のまとめに向けて、これまでの議論の論点整理について

青山会長 どうぞよろしくお願いいたします。では、さっそく議事に入りますが、前回までの4回については、項目別の議論をしてきました。第1回目は全体について意見交換をしましたが、第2回は条例の構成、前文、目的、基本理念、コミュニティといったことですか、第3回については、情報の共有、区民参加、協働について、前回、4月の第4回は区民と区の役割についてということで意見交換をしてきました。今後、中間まとめ、さらには年内11月頃に予定しています区長への答申に向け、徐々に検討委員会の意見をまとめていきたいと考えています。今回は、全体を通してということで、今まで意見交換で出ました意見について、要旨を資料2としてまとめていただいています。まだ議論が十分に尽くせなかったというテーマもあろうかと思えます。それから、さらに今後の中間まとめのイメージをだんだん形成していくために、中間まとめに向けてということでまだ粗削りのたたき台ですが、これまでの資料などを整理し直したものが本日提出されています。まず会議に先立ち資料2と資料3について、事務局から説明をしてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

岩瀬幹事 それでは私より資料2、資料3についての説明をさせていただきます。資料2では、ただいま会長より説明のありました第1回から第4回検討委員会での議論を踏まえた論点を整理したものを取りまとめてございます。皆様から多様なご意見をいただき、この資料も5ページに及んでいます。そこで、私からはこの中から何点かを紹介させていただきたいと存じます。まず1番目として「条例の検討について」という部分です。「①条例の必要性・あり方」についてです。多数の意見がありましたが、○の6個目「協治のまちづくりを進めていくための条例」。さらには「自治基本条例ではなく、協治（ガバナンス）に特化する条例」がいいのではないかと。さらには「協治の仕組みを墨田区にビルトインする条例」がいいのではないかなど意見がありました。一つ飛ばしていただき「地域からの協治（ガバナンス）を育てる条例」を目指したらどうかという観点から、三つ目の○「地域の中から協治（ガバナンス）が育まれるシステムとなるような条例」がよろしいのではないかと意見がありました。「②条例の検討過程における区民参加・普及啓発」に関しても多数の意見がありました。「検討委員会として、広報会をするなど、区民の意見を聞き、条例に生かすことが必要」。また「条例の理念が地域に浸透していくことが重要」との意見がありました。2ページ目、2番として「条例の構成（協治の理念・用語の表現）について」。意見がありました。「①協治の理念」の部分については「協治（ガバナンス）とは何か、前文もしくは基本理念に規定すべき」という意見がありました。「②今後、必要となる用語の整理」として「まちづくり」という言葉がありました。「まちづくり」とは、都市計画を超えて福祉・教育・商業・地域振興など、その地域の政策全体をソフト、ハードを含め総合的に考えること」という意見がありました。続いて3番「区民等の役割について」です。ここもかなり多数の意見がありました。「①「区民」「区民等」とは」という議論ですが「居住者が主体になる協治（ガバナンス）」。さらには「居住者以外に

も開かれた地域社会（区外の人意見や活動力も取り入れるべき）」だという意見がありました。「②団体としての「区民等」というところでは「「団体」をなるべく限定せず、開かれたものに」してはどうか。さらには「地域の発展のために寄与しようとする団体」という位置付けにすべきではないか、という意見がありました。3ページ目「③区民等の権利」「原則的には、区民等誰もが区政に参加する権利を持つ」という話がありました。「④区民等の役割」「区と協働してまちづくりを行う、協治の担い手としての役割が重要」とあるという意見がありました。続いて4番目「すみだらしいコミュニティづくりについて」ということです。「①コミュニティの理念」というところでは、「自分たちの力で自分たちのまちをとすることを声高に発する必要がある。」「②自助・共助の重要性」「隣同士や地域社会の結びつき・共助を大切にすることがすみだらしさ」という意見がありました。5番目「区（区議会、区長等その他の執行機関）の役割について」前回、議論がございました。「①区議会」の部分においては「協治（ガバナンス）における議会強化の重要性」がうたわれました。「②区長等その他の執行機関」については、「区職員の意識改革が重要」という意見がありました。4ページ、6番目「情報の共有について」です。「①協治（ガバナンス）における情報共有の重要性」「情報公開・説明責任・透明性はガバナンスの主要な内容・要素」とあるという意見がありました。7番目「区政への参加の推進について」です。「②政策形成過程への参加、政策の提案・提言」の部分では「公共サービスを住民が担うには、積極的に政策の意思決定に立ち会ったり、自助の機能を発揮できるよう、一定の権限を持つべき」などの意見がありました。5ページ目、8番目「協働の推進について」です。この部分でも多数の意見がありました。「③区民活動の育成・支援」は「活動団体の育成・支援の必要性」や「協働及び区民活動支援のための基金制度」などの意見がありました。

今、お読みしていないものが大半ですが、これらの委員の皆様の意見を踏まえ、資料3として、中間のまとめに向け検討委員会としてさらに議論が深められますように、粗削りなものですが、これまでの資料を中心に整理し直しました。資料3を説明させていただきたいと思います。「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例 中間のまとめ作成に向けて～さらに議論を深めるために～」としています。2ページ目は目次であり、I章からV章まで連なっています。「I（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討背景」「II 目指すべき条例の方向性」「III 条例の名称」「IV 条例の構成」「V（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例に盛り込むべき項目と内容」という章立てにしています。こちらを順次説明します。3ページでは「I 条例の検討背景」を記しています。「（1）協治（ガバナンス）を推進する自治体運営のために」という観点で「地方分権一括法の施行、さらには特別区制度改革により、墨田区は基礎的自治体として変わりました。今後、区民に最も身近な「最初の政府」として、地域の特性を活かした自主的かつ自立的な自治体運営をさらに進めていく必要があります。そのためにも、墨田区にふさわしい自治体運営の理念とその実現に向けた制度を整備するなど、自治体の自己革新として協治（ガバナンス）を推進していく枠組みが求められています。」「（2）多様な協治（ガバナンス）の担い手による地域社会構築のために」という観点です。「成熟社会の到来の中、ボランティアやNPO等、自らが主体となって公共サービスに関わろうとする人々が増えています。公共ニーズが高度化・複雑化する中で、今後、地域の課題に的確に対応するためには、行政だけが公共サービスの担い手となるのではなく、住民自治の充実を図り、多様な主体の連携による地域社会を構築していくことが重要です。そのためにも、各主体の役割を明確にするとともに、どのように協治（ガバナンス）を推進していくのか基本原則を確認していくことが求められています」とさせていただいています。4ページ目では、これまで我が区が「条例検討に至る経緯とその背景」を記させていただいています。「17年11月の新たな基本構想の策定」。そして「19年2月の「協治（ガバナンス）の仕組みづくり報告」があります。この二つの動きから、「協治（ガバナンス）実現を法的側面から支える新たな仕組みとして」というところです。「地方自治法の規定などの現行制度では、団体自治に対する住民の権利保障がその中心

であり、区民等多様な主体自らが自治、つまり協治（ガバナンス）の担い手として地域社会づくりを行うという視点は十分とはいえ、今後、「協治（ガバナンス）」の考え方による自治体経営を確立するためには、その理念を明確化するとともに、具体的な制度等の保障を図っていく必要があります」。このようなことから条例の検討に入りました。そして、下から三行目「条例の検討過程にあっても、区民等の広範な意見・提案を反映させ、答申を行うこととするなど、「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例」によって、墨田区における協治（ガバナンス）の具現化に努めていきます」と記させていただいています。5ページは「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例と計画・条例等との関係」を図式化したものです。6ページでは「Ⅱ 目指すべき条例の方向性」を記させていただいています。こちらはこちらより検討委員会にお示しした策定方針でございます「（1）協治（ガバナンス）を推進するための基本的考え方（＝理念）を定める。（2）協治（ガバナンス）の各主体の役割を示す。（3）情報共有・区民参加等の手続きを集大成する」としています。「Ⅲ 条例の名称」。これまで「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例」と条例の名称を仮置きとさせていただいています。今後、この条例の趣旨に沿い、区民に協治（ガバナンス）の意義や、その必要性が実感できるように、区民に分かりやすい、適切な名称が必要であると考察しています。7ページ「Ⅳ 条例の構成」。これまでの検討をもとに、協治（ガバナンス）推進条例の全体の構成を以下のように設定させていただきました。先ほどの資料2の論点整理から導き出された事項を次ページ以降に、盛り込むべき項目と内容等を整理しています。いま現在の想定では、「前文」「目的」「協治（ガバナンス）の基本理念」「協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」「協治（ガバナンス）の理念に基づくまちづくりの推進」という構成を考えています。

8ページ「Ⅴ（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例に盛り込むべき項目と内容」についてです。まず「前文」です。前文については、「条例の冒頭に置かれる前文にて、墨田区の歴史や文化、自然環境などの誇れる特徴、目指すまちや自治の姿、それを実現するための条例の目的等について述べます。」そして、以下のような理由から前文を置かせていただきたいと考えています。「各条文の解釈の指針として」「条例が目指す理想を分かりやすく表現するため」「本区の自治体経営の全般に関わる条例であり、その主旨を宣言するため」。前文のキーワードですが、このように参考に記載させていただいています。9ページ、墨田区における協治（ガバナンス）の考え方の定義等を記載させていただいています。10ページ、2点目の「目的」について記させていただいています。「墨田区における協治（ガバナンス）によるまちづくりの基本的な理念を明らかにするとともに、また、区民等及び区の役割を示し、協治を推進するための区政に関する基本的な事項を定めることにより、協治（ガバナンス）の推進を図ることを目的とします」ということで記させていただいています。3点目は「協治（ガバナンス）の基本理念」です。「まちづくりの基本理念、区民等と区は互いに協力して積極的にまちづくりに取り組み、地域自治を推進します。」さらに「まちづくりの基本原則」として、「「情報の共有」「区政への参加」「協働」をまちづくりの基本原則として位置付け、協治（ガバナンス）の基本理念に基づくまちづくりを進めていくこととします」と記しています。12ページ。「4. 協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割」の部分です。「（1）区民等とコミュニティ」こちらも活発な議論があったところです。「区民等とは」ということで、「住民」は墨田区内に住む人。「区民」は住民、及び、区内で働き、学び、活動する人。「区民等」は区民、及び、区内にある、または区内で活動する団体。とりあえず、このように「区民」の概念整理を図でも表させていただいています。ここからは、区民等が「情報を知る権利」「区政に参加する権利」そして「まちづくりの活動」「コミュニティによるまちづくりの活動」などを記させていただいています。なお、この項目でこれまでの議論、検討から考察される項目・キーワードとしては、本区でかねてより推進しています「すみだ やさしいまち」宣言「区内に住む、又は、区内で活動する外国人」「地域のために寄与しようとする団体」「CSRを行う区内企業など」

が考えられています。なお、「協治の担い手である区民の「3つの顔」」について、すなわち「主権者としての顔」「協治・協働の担い手としての顔」「公共サービスの受け手としての顔」のイラストについては、先日少し分かりづらいという指摘がありました。「協治の担い手」ということで、前回の資料より図式を若干直させていただいています。14ページ。「(2) 区議会及び区長その他の執行機関」。こちらでは、「区の役割」「区議会」「区長その他の執行機関」「区長」「区職員」の部分について記させていただいています。また「これまでの検討から考察される項目・キーワード」として「開かれた議会」「議会への区民参加」「議会・区長その他の執行機関の説明責任」「区職員の意識改革」などが指摘を受けています。16ページでは、「5. 協治(ガバナンス)の理念に基づくまちづくりの推進」ということで、その前提となる部分で「情報の共有」や「情報の提供」について記されています。「これまでの検討から考察される項目・キーワード」としては「知る権利」「意思決定過程の透明化」「説明責任」「会議の公開」「請求に基づく情報公開」「個人情報保護」などが挙げられています。18ページ「(2) 区政への参加の推進」。「参加・参画」「区政への参加」「区政への参加機会の保障」「参加の対象」「参加の方法」等を記させていただいています。「これまでの検討から考察される項目・キーワード」としては「審議会等への区民参加」「意見聴取(パブリックコメント)手続」「参加における配慮」「意見の扱い」「学習機会の創出」「政策提案」などです。20ページ「(3) 協働の推進」です。「協働」「協働の基盤整備」などを記させていただいています。「これまでの検討から考察される項目・キーワード」としては「協働推進指針の整備」「協働機会の拡充」「協働事業に関わる協定の締結」「区民活動の育成・支援」「基金などの設置」などが挙げられています。大変雑ぱくですが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

青山会長 それでは、本日は冒頭申し上げましたように、全体を通して、今まで議論を尽くせなかった点について、自由に意見をお出しいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。全体を通じて、ご意見、ご指摘、あるいはご質問でも結構ですので、ございましたらお出しいただきたいと思います。

七岡委員 今日は議論の論点整理ということで、私もいろいろなことをお話しさせていただいたので、先日、これまでの議事録で自分が何を言っていたか、もう一度読み返したり、いろいろ考えていました。基本的に私の言っていることは批判的だと思われたかもしれないのですが、それは一つの問題提起ということで理解いただきたいと思うわけです。そのような前置きをして、私が今日発言したいことは、地域の行政に対する将来像が、今までの議論の中であまり見えてこないということです。例えばこの間、話をしたのですが、皆さん荒唐無稽と思われたと思うのですが、区の政策や公共事業について、区民が参画できるようなことや一定の権限については権限を持たせてもいいのではないかという話をさせていただきました。そういうことについて、もう少し続けて話したいと思います。具体的にこういった区の政策決定や公共事業の計画に対して、区民はもともと参画することや、一定の権限を持たされるということは基本的に許されてないわけです。そのところに非常に問題がある。それは問題ないと言われればそれまでですが、問題があると私は思います。意思決定に参加できるというか、区民が実感として区政に参加していると考えるのは、いかに自分たちの参加が区政を動かしているかを実感しない限りだめだと思います。そういうことであれば、区の下請仕事であるとか大変なことを担わされたなどということは考えないと思うわけです。最初に言ったと思うのですが、10年先、20年先に、協治(ガバナンス)ということを考えるのであれば、そういうことまで盛り込まれたらどうか。法的にどのような形で盛り込まれることが可能なのか、分からないのですが、そういうことを検討していただきたい。活動したいとか、区政に関わりたいという人間はたくさんいると思います。その中で、結局は行政の決められた意思決定の中で、行政の壁にぶつかって無気力になることが多いと思います。本

当の意味で区が協治（ガバナンス）ということをおっしゃるならば、そのような仕組みづくりから根底的に考え直していただきたい。たとえ縦のラインの、上から何か言われたような形での意思決定の仕方、与えられた方は、ある意味では協治（ガバナンス）の理念には反するのではないかということをおっしゃるわけですか。

青山会長 今のご意見に対して何かご意見等ございますか。

阿部委員 私は今の七岡委員の意見にほとんど賛成ですが、多くの区民は行政サービスというものを受ける権利というか、受けるという立場にずっと甘んじてきていて、自分がそれに参加するとか、何かサービスを与える側に回るのはむしろ避けたいという意識があるのではないかと。それがいいかどうかではなく、そういう意識が基本的にあると思います。私を含め区民の人たちに「一緒にやろうよ」ということが今回のガバナンス条例ということになるのでしょうか、「何かやらされるのではないやだよ」という意識を持つ人のほうが逆に多いのではないかと。パーセンテージから言えば圧倒的に多いのではないかと。私もこの委員になっているから一生懸命考えているのだけれど、普通の人はどうか。あなたもここで何かやってくれとか、考えてくれというときに、もっともっとやりやすい形にしてあげないといけないと思うので、条例というとならば法律用語が出てくるので、ますますみんないやになってしまうのではないかと。だからといって何もなくてもいいということではないので、こういった形で進めていくことに反対ではないです。どこの住民でも、区なり市なりの行政サービスを受けていけばいいだろう、そのために税金を払っているのだからいいじゃないか、という意識の人たちをどうこちらに向けさせていくかは、文言が一つは問題である。それからPRが問題である。いま七岡委員がおっしゃった自分たちが何かやったことが反映されている実感を持ってもらうこと。これがないとだめです。ここにいらっしゃる方は何らかの形で何かの団体に所属したり、自分がリーダーとしてやっていらっしゃる方ですので、いろいろなところで自分たちの意見や自分たちの行動が行政を動かしてきたという実績を持っている方が多いと思うのですが、そうでない方が区内にはたくさんいらっしゃるわけですか。そういった方々に実感を持ってもらうためにどうしたらいいかということが、この条例の中に盛り込まれることが大事かという感じがします。

須貝委員 やはり実感を持ちたいということが前提にあり、この条例がスタートすべきですし、5年後に成功したのはどう成功したのだろうかという評価ではないかもしれませんが、どう浸透したのだろうかとか、どう変わっていったのだろうかというところが見えるようなものが条例の中にあつたほうがいいと思います。ですから、浸透度合いの目安というものを一つ盛り込みたいというのがあるのと、話の中ではたくさん出てきているのですが、キーワードとして出てこなかったのは、区民等の意識改革ということでしょうか。ガバナンスが条例になることにより、区民の意識改革を逆にもっと盛り込んでいかないと、受け手としての満足感が得られないだろうと思います。一部担い手としての満足感ではなく、区民そのものが意識改革できることにつながるべきかと思います。そのために名称として協治（ガバナンス）という形でずっと来ていますが、一つの案ですけれども、協治（区民型ガバナンス）というように、区民という名前をガバナンスに付けたほうが、より自分たちが担い手であるということが分かるのではないかと思います。

青山会長 ガバナンスの中での区民の役割や、区民参加とか、区民の意識についての議論が出されていますが、その他、このテーマについてご意見ございますか。

木内委員 私も今回、いろいろと考えたりする中、これからの高齢社会にあたり、この協治（ガバナンス）の意を持った動きが出てきたときに、区の予算、つまりいろいろな形で使われている一番身近な自治体の中の予算付けというものが、逆に区民の考え方と

差が出てくることも考えられるのではないかという思いの中で、区のやる仕事として予算付けするものと、区民の中で考えて行動してほしいという枠組みのことで、予算付けの形も変わってくるのではないかと思います。例えば、一つにお年寄りを地域の方たちが預かり、散歩とかして時間を過ごすという時、公共施設の中でそこに行けば万一病気で倒れたりなどしたときの安心感さえ持てれば、それ以外は区の関与は要らない。後は地域がお年寄りと一緒に家族の了承を得ながら動くというような形の場合、区との関係はどこに求めるかといったときに、この施設といざという時の医療。そういった場合のガバナンスの枠組みでは、まずは区の予算、先にありきではなく、住民、区民の動きがまずあり、必要があればそこに自治体の考え方の枠というものができるといことも考えられるのではないかと思います。

青山会長 ほかにこの点についてご意見ございますか。

加納委員 これまで皆さんからいただいた意見はもっともだと感じるのですが、区の予算を執行する事業は、100%区民と関わらない仕事はないわけです。ところが、これまで多くの区民にとってはサービスの受け手側としての意識が強かったと思うのですが、21世紀に入る頃から、かなりさまざまな活動が主体的に動いてきているという実感を持つ中で、こういうお手伝いができる、ああいうお手伝いができるというような動きがずいぶん出てきたように実感します。その中で、正直言うと、区側のほうが後れているという印象を私は持っています。もっともっとさまざまなお手伝いをしたらいいのではないかという思いがあるのですが、今のところは区側も後れているし、住民側ももっとも意識改革をしていただき、両方がWIN-WINの関係で成り立てば、先ほど議論に出たような実感を持つこともできると思います。この条例ができる前とできた後で、結果として住民側も区側も大きく変わった、抽象的な言い方ですが、行政のパートナーとして対等な関係でうまくやれるようになった、という実感をどう持っていただくかが、この条例の成否になってくると思います。どこまで条例の条文の中に具体的なことを盛り込めるかは、これからの議論の中で詰めていかなければならないと思いますが、最終的には、いい結果を出すような方向にもっていけるような形にしていきたいと思います。そういった意味で、先ほど須貝委員がおっしゃった条例の名前は重要だと感じました。

七岡委員 私が先ほどから話をしていることは、公的な問題と官的な問題の区分けのようなところで、民間でやれることは民でやるということが前提に立つと思うのですが、そういったことの話し合いすら今までされているわけではありません。私が言わんとするところは、縦割りの行政側の意見の押し付けであって、押し付けと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう形で住民は受け止めるわけです。その時、いま住民側にも責任があるという指摘がありました。住民側の意識ももちろん大切ですが、まずはそういう形態自体、行政に対して物を言えないような感じになってしまう。そういうことの認識があまりにも議会や行政になさすぎると私は思います。協治（ガバナンス）ということ振りかざすならば、そういうところをもう少し考えていただきたいと私は思います。

末富委員 いろいろ意見が出ていますが、一般の区民の方々、皆さんにまずこのガバナンスというものを理解してもらわなければいけないという前提があると思います。概念としてつかみどころがなく分かりにくいという感じがありますし、一般の区民の方は、ガバナンスって何だろうと言っても、ほとんど意味が分からないだろうというのが現状だと思います。もう一つ、地域活動などに関心を持っている区民の方は、今までの区の広報などを通じて、ガバナンスは住民と一緒にやっていくのだというイメージを持っているけれども、そういう人は、先ほどから意見に出ているような、言葉は悪いですが、区の下働きにされることを非常に恐れているような感じがします。実際に私の周

りの人とガバナンスの話をする、皆さんその辺を非常に心配されているということがあります。この条例をつくっても、一般の人たちがどんどん参加するかというと、それは難しいわけで、いま地域や区のことに関心を持っている人が核になり、初めてガバナンスが動いていくと思うのですが、そういう人たちに、下働きになるのではないかとかいう不安を与え、ガバナンスに対して毛嫌いされるようなことがあるとうまくないと思うので、その辺の不安を払拭するようなことが重要だと思います。条例の文言の中に盛り込むことは難しいと思いますが、条例と同時に手引きや、条例の解説のようなものをつくり、その辺の理解を深めてもらうというような仕組みが必要かと思っています。それと、せっかく条例をつくるなら、墨田区の独自性のようなものが出たらいいのではないかと、この話が前から出ていました。先ほど区の方と話をしていたのですが、杉並区などは寄付も盛んで、NPO活動のための寄付があり、それに配分していくということがあるようです。漠然としてですが、墨田区はあまりそういうものは期待できないのではないかと、この思いがあります。すみだらしさは何かということ、町会や近所の結びつきといったものがあるので、その辺を前面に押し出していければと感じています。

瀧澤委員 皆さんの意見と重なるかもしれませんが、私も資料3を見せていただいたときに「墨田区にふさわしい自治体運営の理念とその実現に向けた制度を整備する」ということが3ページにあります。「墨田区にふさわしい自治体運営」は言葉では分かるのですが、一体どういうことなのかという感じがしました。実際に七岡委員や阿部委員もおっしゃっていましたが、一般の区民なりにガバナンスということをも身近に考えさせるのであれば、やはり形にならないと、自分たちが関わっているガバナンスというものの結果なのだということが見えないと思います。一つには、この間、東京都の取組みで「マイ・ツリー」という話があり、自分が幾らかお金を出して自分の木を植えていく。例えば、墨田でも「緑のまち すみだ」とかどこかにそういったことが書いてあったと思いますが、この木を植えているのは何々何丁目のAだけれど、この街並みをつくるのに自分が絡んでいるのだ。そのためにこの歩道も汚くできないという意識で、いま末富委員が言われたように地元の町会で清掃活動したり、法人会などもそうでしょうが、そういうところに協力していけるとかということですね。今日も新聞に出ていましたが、町田市の病院が毎年2億ぐらい赤字を出しているそうですけれど、地元の声を取り入れ病院の立て直しを図るのだということです。そういうことも一つのガバナンスだと思います。病院は地元にとって非常に大事なものです。銚子の件もありましたが、病院がなくなってしまうと地元そのものが崩れてしまうと思います。そういうところに住民の意見を入れ、赤字だが何とかやっていく方法はないのかという時に、住民を入れることで、市なら市の、区なら区の運営に自分たちが絡んでいるということとその人たちも実感できると思います。前回の会議でも申し上げましたが、区民の一人ひとりが何らかの形で関わっていることがガバナンスの一つとしてあるのだということが分かれば、この会の一つの目的は達成できるのかという気がします。

加納委員 先ほど私が申し上げたことで、具体的な部分をお話ししなかったのも、もしかしたら七岡委員が誤解されたかもしれないのですけれど、私が申し上げたかったのは、例えば、今もいろいろな他の自治体の例について、瀧澤委員や末富委員から話がありましたが、そういった声は町にはけっこうたくさんあるのです。こういったことができないのか、ああいうことができないのか。中にはそれをダイレクトに区の職員にぶつけたりしている方もいらっしゃると思うのですが、多くは、縦割りという行政の壁にぶつかり、上にもなかなか上がらない。少なくともこの条例ができれば、事業提案制度のようなものは最低でもできていくのではないかと。いろいろなところからアイデアがさまざま持ち上がり、それが多くの方の目にふれ、公開のプレゼンテーションか何かやっていく。そういった事業提案制度のような形に結びついていくのではないかと。つい先日、タワーの関係で周辺のまちづくりに携わっている方と話をさせていただいた

のですが、区の担当者が人事異動でコロコロ代わる。タワーのように墨田にとって 100 年に 1 度の大型プロジェクトに命を懸けて携わってくれる行政の人間がいない。いま携わっている人間も、タワーができるころには自分たぶん違う部署に行っていると思っ
ている。あるいは、目の前の浅草通りについて、こういう街灯を付けたらどうだ、こ
ういうまちなみにしたらどうかと行政の人間に言っても、いや、これは都道ですから東京
都の仕事なので、私たちに言ってもらっても困りますというような、そういう一般区民
と行政との溝は現実にあると思います。それを少しずつ埋め合わせるような内容の条例
にしていかなければいけないと思うので、一步一步ではないかと思いますが、ぜひ形に
していきたいと思います。

村上副会長 私も同じような考え方をしています。資料 3 の 12 ページで「情報を知る
権利」「区政に参加する権利」とありますが、参加がぼやけているような感じがします。
いま議員がおっしゃったように、1 人でも区政に提案をするという仕組みがあっ
ていいと思っています。資料でいくと、その手のものは既にあるということで、15 ページに「請
願」が出ています。議会に対してやるのですが、「請願」ということは請い願うとい
うことになっているわけです。税金も払った上で「こうしてもらえませんか」とい
うことはないのではないか。以前、名前について憲法の「信託」を「信認」にするとい
う話をしましたが、ここも「請願」、憲法は古くなっていますので、新しいネーミングが
必要ではないかと思っています。例えば「措置提言」や「措置提案」とか、カタカナ語
でも英語でもいいのですが、そういったようなネーミングのもとで執行機関や議会
に対して提言をする。そういった仕組みと概念化、ネーミングが必要ではないかと思
っています。「参加」というと、集団の中に入ってくるというイメージがあるので、1
人でも重要なことがあれば提言できるというような仕組みが受け皿としてある必要
があると思っています。

中川委員 いわゆるガバナンスの基本理念に戻るのですが、一つの例を挙げると、昔、
前川日銀総裁が「構造改革」と言いました。これは産業界のことですが、これを区民に
当てはめると、ガバナンスは、間違いなく地方自治の区民の意識改革ですよね。意識
改革ということを考えたときに、では墨田が果たして今までどうであったかという
と、今までの皆さんの話のとおり、上意下達と言っては失礼かもしれませんが、行
政からの一方的なサービス。いま村上副会長から「請願」といった言葉がおかしい
のではないかという話がありましたが、もう決してそうではなく、我々区民全体が、
民度の度合いをより高めていく。民度の度合いがより高まっていくとどうなるか
という、いまひとつはっきりしない議会との関係ですが、民度がより高まってきて、
我々の知的レベルがどんどん上がってくると、力関係ということではなく、議
会は住民の意見を拾い上げることに大変苦勞なさって、もういいよ、我々でやる
よという事態になりかねない。事実、ある事業に関して私どもも参画しているの
ですが、今までと違って、俗に言うセンセイと言うのはやめよう。我々も区
の行政側と対等にかたがた、ああしようというケースも出てくる。現に
そういうプロジェクトのようなものが今日か明日かのところで既にスタート
しているのです。むしろ、協治でするのであれば、議会も含め、先ほど木内委員
から最初に予算ありきでなく、予算の前の段階の住民の意識といったものを吸
い上げたり、取り上げたりするというご発言がございましたが、逆に言うと、自
治ということは区民自ら発していくことであるわけです。積極的な自治、その
意識改革は残念ながらもまだ十分でない、それをどのように高めていくか。そう
するとガバナンスが少し見えてくるような気がします。そこが見えてなくて、あ
れもしよう、これもしようと言っても、実際どうなるかという、具体的な成果が
少しずつ上がってくれば、ああ自治はこういうものかというのが理解できるの
ですが、まだまだその前段階で、区民の意識改革ができていない。ここにいら
っしゃる方は、先端を走っていらっしゃる、失礼な言い方をすれば民度の高い
方でいらっしゃるので問題はないのですが、一般の区民が、そんなことを任
されたらいやだなというような話を聞くと、やはりそれは違うと思うのです。我々

がくどいくらい戦後の民主主義教育を受けてきた自治とは思うと、何で日本がこんなことになっているのかということがむしろ不思議なくらいで、今はリスタートですかね。そういうところに我々がいるのだということをこの際、どんどんガバナンスの条例の中に盛り込み、たたき込んでいく。それが上滑りしないようにするにはどうしたらいいか。また考えてみたいと思います。

高柳委員 皆さんのご意見を聞いて、基本的に賛成とか反対とか言う立場ではないので、私の考え方を述べたいと思います。資料3の5ページに、区の主要な条例案がずらっと並んでいて、個別の施策を実現するための条例のトップに、「墨田区まちづくり条例」が掲げられています。まちづくり条例は、多くの自治体でつくられてきていて、大体どこも同じような内容です。地域の住民が住民自ら自分たちの街をどうするかということ協議会をつくり、自分たちで研究して進められるという仕組みなどを位置づけた条例ですが、ほとんど生きて活用されてないです。やはり自分たちの地域でどうするかは、自分たちが自ら集まり研究して、自治体とも協力し合い具体化するのは大変なエネルギーが要るわけだし、地域で当然、信頼関係や、常日頃からコミュニティがある程度発達していないと、なかなか現実的に難しい。ガバナンスの問題でも、皆さんから区民の意識改革が必要だという話があり、私も基本的には意識改革は必要なことだろうと思いますが、今の区民の実際のコミュニティや生活とか、意識とか、気分、感情から離れ、あまりにも理想だけ掲げてしまい、そのギャップは区民の意識改革で埋めるのだというような内容になってしまうと、私は生きて働く条例にはならないのではないかと。やはり出発点はあくまでも実際のこの間の墨田で生まれ育ってきているガバナンスの実態はどういう実態になっていて、その中ですみだらしさはどういうことであり、どこを伸ばしていったらいいのか。あるいは、どういったところを条例に書き込めば、それがさらに前進していくのか。やはり生きて力になるような条例にしていく必要があるのではないかと。あまりに理想を高く掲げ、それに区民の責務や、自己意識改革とかいうことを強制するような中身になってしまうと、私は条例について生きて働かない恐れが十分あるのではないかと思います。

七岡委員 今の中川委員の話でもそうですけれど、確かに住民や区民の意識改革は必要ですが、皆さん言いづらいかどうか分かりませんが、私はむしろ議会や行政の意識改革がまず第一だと思います。先ほど高柳委員おっしゃったように、まちづくり協議会をやっても成功しない。それは、住民なり区民が本当に求めているまちづくりかどうか分かりません。そういった時点から話をしないとまずいわけですね。つまり、上から与えられたそういったものの中に参加しないからといって意識が低いとか、そのような意識こそ私は変えていただきたい。先ほども言ったのですが、公的な問題はどこにあるか、官的な問題はどこにあるという話をするわけでもないわけですね。要するに、住民というか、区民の思惑や意思に関係なく、上から物事が決まってくるわけですね。これは明確ですね。それは聞いているのだというようにおっしゃられるけれど、聞いていることにはならないことが多いわけですね。つまり、その辺の意識を改革してもらってやらないと、こういう話をもしガバナンスのようなことで考えようと言うのだったら、その基本のスタートラインは同じところに立たないと、私は話にならないと思います。中川委員がおっしゃった住民の意識改革ももちろん大事ですが、それと同じように皆さんの意識改革もしていただきたい。

高柳委員 私は今の意見を全く否定するつもりはなく、そのとおりでいいと思います。私の意見も区や議会の意識が変わらなくていいという前提には全く立ってなくて、そちらもきちっと、ガバナンスということであれば、そういう姿勢に立たなければいけない。そのために今後、議会がどういう役割を果たさなければいけないのかということ、条例にはきちっと盛り込むべきだろうし、具体的な中身については、前回、私がいくつか

考え方を述べたとおりですから、それは全く私も否定していません。ただ、議会や区や自治体の職員も含め、あるいは区民も含め、あまり実態からかけ離れて理想ばかりうたっても、実際に生きて活用される条例にならないのではないかということを書いたかったわけです。

田中委員 あまり行政の評判がよろしくないのですが、「協治（ガバナンス）」という概念が初めて墨田区に提起されたのは、青山先生に審議会の会長をお務めいただいた墨田区の基本構想です。そのとき「協治（ガバナンス）」ということで、それぞれの主体がお互いにパートナーとして横に連携し合い、住みやすい地域社会をつくっていくという基本構想を議会に提案したときにずいぶん指摘されたのですが、ガバナンスを有効なものにしていくためには、区自身が変わらなければいけない。特に区職員の意識を変える必要があるという指摘をかなり受けました。私どもも全くそのとおりだと思い、例えば、職員研修などでも、従来、役人は事務が正確に処理できればいい、事務処理能力が優れているかどうかという話だったのですが、最近は自治権がだいぶ拡充され、自治体でいろいろな仕事ができるようになったので、今度は、何か新しい区独自の政策を提案する能力を区職員は身に付けなければいけないということで、政策形成能力ということが言われた。そして、今度はガバナンスが叫ばれるようになったわけです。一体、職員にどういう能力が要請されるかということで、いろいろ区の中でも考えたのですが、そのときのキーワードとして二つ挙げれば、一つは、コミュニケーション能力があるわけです。区民の皆さんと現場でじかにいろいろな話をしていく。そういう対等な関係の中でいろいろな議論を積み重ねていくようなコミュニケーション能力が必要だというのが1点。もう一つは、コーディネート能力ということで、いろいろな意見がありますが、我々は公務員としてプロでなければならぬという自負を持っていますから、そういう立場に立ち、一定のコーディネートをするというか、調整の仕事も役割としてあるのではないかと。ということで、そういうコーディネートの能力も持つ必要があるのではないかとということから、コミュニケーション能力とコーディネートの能力を身に付けさせるような職員研修に力を入れはじめ、今、やっています。

具体的にそういうことを問題意識としてやっているのですが、もう一つは、区民参加や情報提供といったことでも、いろいろな形で努力をしています。例えば、須貝委員が委員長を務められています、地域プラザという、いわゆるコミュニティセンター的な施設をつくる計画ですけれど、これまでのコミュニティセンターは、どちらかというところ行政が一定の素案を示し、そこで住民の意見を伺い、コミュニティセンターをつくったのですが、今度はやり方をガラッと変え、地域には一体どういうニーズがあるのだろう、どういう施設が必要だろうということから、区民の皆さんに議論をしていただき、そのような中、区民の皆さんに地域プラザの一定の考え方を取りまとめていただき、それを実際に施設の形にして設計なり、運営の形にもっていくというようにしています。今までと全く違った手法をとってやっているわけで、これが一つの実験的な形でやっているもののわけで、うまくいっている部分もあるし、なかなかうまくいかない部分もあるというのが正直なところ。須貝委員もそのように思われているのではないかと思います。区として、そういう努力はいろいろとしています。

我々としては、先ほど高柳委員も言われたけれども、この条例でもって単にお題目だけを掲げればいいのかとは思っていません。その前提として、各主体の役割というものを見ますが、では一体どのような手段、方法、手続きというものを今の制度に加えながら、七岡委員がおっしゃっているような区民の皆さんが実際に自治の担い手であるということを実感できるような、何かそういう仕組みというか、手法というか、やり方といったものをぜひ積極的に提案してもらいたいと思っています。我々は、できるだけ区民の方を応援したいという気持ちは心底あります。区民の求めているものに対し、これは他の所管なのでだめですとか、これはできませんという気持ちはさらさらありません。そういう問題があれば、我々は東京都の問題でも、国の問題でも、対応に問題はありますが、そう

いうところは汗をかいて問題を解決しようという意気込みを我々は持っているわけです。その点は疑いのない部分だと思いますから、信頼していただき、我々が今やっている行政の努力にどういう点が足りないのかということ、もう少し具体的に指摘いただき、提案願えればありがたいと思っています。

木内委員 議会の考え方にいろいろあるのも事実ですが、私たち議員は、区の意向に沿ったことについては、属している町会やいろいろな団体の中で活動して、そういった動きに導くということが、ある意味得意な部分としてあるのですが、区の範囲外、予算外のことをやろうよということについて、その気持ちを持った人でやればいいじゃないかという行動については、これから必要になるというのも事実ですし、それを次の年の予算に求めるのではなく、何か動かすという仕組みが今回、必要になってくるのではないかと思います。これまでは議員からすると、区の予算の中でその内容が報告され、町会でもいろいろなところで動きが出てくる。それについて議員として説明をして、町会もそれに沿って動いてくるということについては、今までの中でやってきています。ただ予算のない踏み込みをしようという少数意見について、今までは賛同し、協力をし、それに対するバックアップを議員はしてきたかという、なかなかこれまでできなかったこともあるのですが、今後、そういうものが芽生えた場合、協力というか、バックアップ体制というか、そういうものを区とは違って議員もやる。そういう意気込みが必要になるのではないかと思います。選挙については、自分の仲間だけということではなく、議員の質とこれからの墨田区の将来のための動きというようなことが問われると、私たちが十分腹を据えて頑張らなくてはいけないということもあるのではないかと思います。

須貝委員 先ほど出ました旧第五吾嬬小学校の地域プラザの件で、私も関わらせていただいたの感想ですが、まず最初 50 人のメンバーがいて、ゼロからスタートさせていただき、どういことをこの地域でやったらコミュニティが活発になるかということなど議論したわけですが、正直言って途中途中で壁にぶつかるのです。意見もぶつかり合うので、その時々どこかで行政が裁量を取って仕切ってもらい、うまくやってほしいという意見も途中途中では出たのですが、私たちがそこで経験したのは、時間はかかるのですけれども、徹底的に話し合うことです。今、たぶん半年遅れの計画になっていると思うのですが、今までは徹底的に話し合うことなどしていなかったわけで、住民同士だと徹底的に話し合うことができます。区民が変わっていくということで、いろいろな面でチャレンジできるのだという手応えは感じています。

そういったことも一つのプロジェクトだからできるということではなく、同じようなことが区民のさまざまな活動なり、事業の中で活かされれば、それこそガバナンス条例がなくてもいろいろなことができるぐらいの地域になるのかと思っています。やはり一番大事なのは、最後は住民かと思っていますし、変わらなければならないのは住民かと思っています。私たちが変われば、首長も行政の方々も議会の方々も変わらざるを得ないと思います。地域プラザの検討では、誰がということではなく自分たち住民の意識が一番変わるのだということを経験させてもらっているんで、それを形にしていきたいと思っています。

小川委員 資料 3 にいろいろと書いてはありますので、まず前文について、基本構想があって今回、条例をつくりましたと言ったときに、できたら基本構想からあまり離れないような文言でお願いしたい。基本構想の冊子にある「母なる川、隅田川に沿って」なんて、名言というか、墨田らしい、いい言葉だと思います。こういったところを離れないように、前文を記してもらいたいという気がします。それから、資料 3 の 10 ページの一番下に「「協働」とは」とあります。この文章と 20 ページに書いてある「協働」という文章がダブるというか……。この辺も少し整理してもらったほうが、協働とは何なのかということがきちっと分かるのではないかと思います。また、自分が今までやってき

た活動の中でガバナンスというか、いわゆるボランティア活動と言った場合に、以前は手話通訳も制度がなかったのですが、地域から、または手話に関わる仲間たちから、行政に制度をつくってくださいと言いながら、ずっと活動をやってきて、20年ぐらい前から手話通訳の制度もできたし、点訳の登録の講習会なども増えていますし、目の不自由な人のためのテープづくりは行政がきちっとお金をつけてやってくれています。今度、ガバナンスと言ったとき、住民ができることは住民でやりなさいと言われると、そういった制度ができる前の状態に戻るのか。これはないと思うのです。住民が自ら進んでやったことが、制度化されてきた。これはこれで認め、何もこれは住民がやればやれるではないかというのでなく、本来、行政がやるべき仕事を住民が代わってやっている場合、そこはきちっと形として制度を残していただかないと、ボランティア活動というものもできなくなる。先ほど提案等の話もありましたが、それもできなくなるような状況になってしまうのかなと危惧しています。

もう一つ、私に見えないのは、ガバナンスでは仕事は何なのか。公がやらないで民間がやる。そのために条例をつくって決めますと言うのか、地域でやれるボランティア活動的なことを皆さんでやりましょうというぐらいのものなのか、そこが見えない。例えば、足立区では障害者団体の親の会を法人化させ、自ら運営しなさいということをやっています。これを協働事例の中に入れてある。同じようなことを墨田区もついこの前やったわけですね。社会福祉法人として、そういったことも協働に入るのであれば、地域住民が主体となってという話ではなくてくるわけです。この前の議論でもあったのですが、区民等もAからDまで四つあって、ただ住民が公園掃除をやったりするのだったら、条例がなくなると、みんなで頑張るやろうと言えればできると思います。その辺があいまいというか、見えない。例えば、荒川下流域、京成の八広駅の近くですか、国土交通省荒川下流事務所からの依頼で10年ぐらい前から花を植えましょうとか、何かやりましょうとか言っていたって、地域のみんながボランティアで集まっても、行政はなかなかお金を出さないですね。では、お金をと言ったときに、青山会長が言っているようなふるさとづくりの募金を集めておいて基金をつくるか、そういったことをきちっと整備しておき、そのお金をどういう団体に出すのかなど、審査会なり何かの決定機関をつくり、区とそのプロの人たちが集まってお金が出せるような方法にしておかないと、いくら民間でやりなさい、やりなさいと言ったって、なかなか活動は長続きしないと思います。また資料に「成熟社会の到来の中」とあるけれど、成熟した社会を目指すというならまだ分かるけれど、成熟された社会はどういう社会を言うのかが分からない。話がバラバラになり申し訳ないのですが、以上です。

青山会長 いろいろ活発な議論をありがとうございました。今日、項目を決めないでやって非常によかったと思うのですが、一番大事な問題が議論されたと思います。いま最後に小川委員から10ページ、11ページの話が出ましたが、ここがやはりしっかりしていないといけないわけで、きちんと充実した答申をいずれ出すにあたり、ガバナンスの基本をしっかりと確立していくということがこの委員会のミッションでもあるのだと思います。そういう意味で言うと、この後のページにその中身が具体的に出てくる部分があるのですが、10ページからのガバナンスの基本理念というところを次回までにもう少し充実して資料を提出していただいて、その上でもう一回議論していただくことがいいかと思います。具体的に言うと、最初の「情報の共有」というところで、情報公開とか透明性とか、この会議で出てきた中で、分かりやすい、理解しやすいというような要素を入れて説明しないと、理念だけ言うのだと分かりにくいかと思います。まず、これが1点です。二つ目の要素の「区政への参加」のところでは、これですと少し素っ気なさすぎるので、議論の中で出てきたような、行政に偏重するのではなく、区議会が政策的なイニシアチブを持っていくとか。監視だけではなく、政策立案のほうが先なのだというのは後で図の中にはそれが出てくるのですが、議会制民主主義が基本にあるということをもう少し工夫して表現したい。議会制民主主義が機能していないと区政参加はない

わけで、かなり表現は難しいので、答申に向けておいおい充実していけばいいのですが、これが2点目です。

3点目に「協働」の部分です。これも大事なところですから、またやはり後で出てきますが、この部分でもある程度きちんと書いておく。もともとガバナンスがなぜ出てきたかという、ニューパブリックマネジメントで市場原理が一番いいのだから、何でもかんでも民営化・市場原理にしてしまえという乱暴な議論があって、それがニューパブリックマネジメントだとは言いませんが、ニューパブリックマネジメントでレーガンやサッチャーのときにやたらに何でも民営化していき、失敗してやり直した。これはある意味でプロセスが人類の貴重な経験だったと思うのですが、ただその流れに対してガバナンスという考え方が出てきたという流れがあるわけで、それを分かりやすく言うと、世の中には、行政の仕組みと市場原理でいく仕組みと、もう一つ市民活動、区民活動を基本にいわゆる社会的企業と言われている形でやるのと3通りある。行政が税により行う。市場原理の中で会社が行う。もう一つは区民活動や市民活動という形でいわゆる公益的な目的を区民や市民が担うというやり方。三つのやり方があるわけで、その三つのやり方のバランスがとれているのは、ガバナンスで言う協働の理念の中心で、今後、その辺を分かりやすく表現しておく必要があるのかと思います。

もう一つ、受け身か、主体性があるのかという議論が今日、あったのも、協働のところと参加論のところに関係してくるのですが、墨田区全体で考える場合のガバナンスと墨田区の中でもそれぞれの地域があるので、地域のガバナンスをどうしていくかという問題と両方考えないと整理できないのかと思います。区全体のガバナンスだけを言ってしまうと、ガバナンスと言っても全体で決めてきて、あとは地域で協働でやれというだけなのかという話になりがちである。地域の問題については、むしろ地域はやるだけでなく意思決定も地域に任せてもらうという考え方が、地域のガバナンスとしてはあるわけですが。それがいつかも紹介されたと思うのですが、世界共通で言うと、地域の自治体はある程度地域の自治権というか、お金を含め、ある程度自主的につくれるような仕組みを各国で一生懸命工夫しているわけです。B I DとかTMOとか、イギリスのパリッシュとか、いろいろな仕組みがあるわけです。特にB I DやTMOというのは、一種の商店街振興組合に相当の実権を持たせてしまったともとれるのですが、そうしたほうが全体でやるよりもうまくいくところがあります。墨田区もある意味ではもともと極めて巨大な自治体です。日本の制度では基礎自治体ですが、基礎自治体とは言えないぐらい巨大な自治体であり、墨田区の北部では雨が降っていても南部では晴れているなんていうこともあるぐらいで、気候だって違うぐらい広域です。住んでいる人たちのライフサイクルなども違って、それぞれの地域にそれなりの風土があるわけです。もちろんそれが墨田区ということで歴史的、伝統的に統一的な区民の意識は、私は定着していると思います。しかし、地域によってやり方が変わっていいこととして、在宅サービスや、地域の清掃活動とか、地域の防犯とか、現実に地域単位でやっていることがたくさんあるわけで、そういうものについて全部墨田区一律にする必要はないわけです。地域の創意工夫と地域独自の財源でやっていいのが地域ガバナンスの流れであるので、今すぐそれを全部できないにしても、ある程度将来の方向としては、そういったものをさらに地域が実権を持って主体的にやっていく地域ガバナンスというような展望も、方向性としてこの答申の中にはあっていいのではないかと。そういう議論もあったと思いますので、それもこの協働のところなどには表現しないと、墨田区全体のガバナンスだけだと表現しきれないかと思いますが。今日の議論を私はあえてずっとおとなしく伺っていたのですが、そういったことを感じましたので、いま言ったことに限らず、今日、出た話をなるべく文章で表現する努力をして、引き続き次回、もう一回議論いただくということにさせていただきたいと思います。今日はもう一つ、まさにこの答申を検討していく過程でのガバナンスになると思うのですが、今後の進め方も議題になっていますので、これについて事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

岩瀬幹事 資料4をお開きいただければと思います。「条例の検討過程における区民参加・普及啓発について」を説明させていただきたいと思います。(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例について、その検討過程における区民参加・普及啓発の充実がその議論となっており、今後、中間のまとめの作成に向けて「区のお知らせ」、区のホームページなどを媒体とした広報とともに、区民参加については、以下の1から3などの手法を考察できる」としてございますが、できれば事務局として実施をさせていただきたいと考えているところです。真ん中の段ですが、「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例検討委員会設置要綱」の第9条に「区民意見の反映」として、「委員会は、第2条に規定する答申をするに当たっては、広範な区民の意見及び提案を反映させるよう努めなければならない」ということになっています。つまり、この委員会の設置要綱においても区民意見の反映が示されており、以上のことから、皆様のご意見を踏まえた上ですが、これから掲げるものについて順次実施の方向で事務局としては準備をさせていただきたいと思っています。まずは、「区民集会・地域説明会」など、いろいろな言葉があろうかと思いますが、そういったものの実施です。地域ごとに、できれば協治(ガバナンス)の意義や必要性などとともに、当条例の検討状況・内容などについて説明をして、質疑応答を行うなど、広く区民参加の機会の充実に努めたいと考えているところです。さらには「シンポジウム」の実施でございます。「協治(ガバナンス)」の意義・必要性などについて基調講演をお願いして、さらには検討委員会委員の皆様にはパネリストになっていただき、検討状況などについて解説し、普及啓発に努めるなど、区民参加の機会を図りたいと考えています。続いて、裏面に概要をつけさせていただいているのですが、墨田区長が定める「パブリック・コメント手続に係る基準」を適用し、今回の検討内容について、広く区民から意見等を募集したいと考えているところです。参考のフローですが、本日、第5回、中間のまとめに向けて、これまでの議論の論点整理をやらせていただきました。第6回で、先ほど青山会長から話がありましたが、さらに中間のまとめ案作成に向け、議論を重ねていただければと考えてございますが、この辺りまで済みましたら、以降、例えば区民集会の実施等をして、いろいろな幅広い区民等の意見をいただき、中間のまとめや答申の参考とさせていただきたいという考え方で進めさせていただきたいと考えているところです。説明は以上です。

青山会長 いかがですか。要するに、進め方として、いきなり中間まとめにいつてしまうのではなく、中間のまとめをまとめる前の段階でも区民集会等、そういったことをいろいろ積み重ね、より多くの区民意見を中間まとめに反映していきたいという手順です。基本的によろしゅうございますか。

阿部委員 地域ごとというのはいいのですが、地域というのはいかなる程度の範囲を想定していますか。

岩瀬幹事 例えば、前例として都市計画マスタープランを策定したときには、区内を6つのエリアに分け、説明会を実施したと伺っています。今日、たまたま話題に出ました地域プラザの整備でも、区内6つのエリアごとに整備をしていくということになりますので、6カ所でやるか。6カ所というのはいかなる回数を重ねなければならないということもありますので、そこから少し数を絞らせていただき、例えば、区を北部、中央、南部のような形で、3カ所ぐらいの実施はいかがいかなと考えているところです。

2. その他

青山会長 いかがですか。よろしゅうございますか。ではそういったことでお願いしたいと思います。次回以降の日程等について事務局からお願いします。

岩瀬幹事 それでは、資料5をご覧くださいと思います。次回、第6回です。大変

短い期間の中、申し訳ありませんが、今度の会議は6月5日金曜日、今回と同じ午後1時30分からです。検討の内容としては「中間のまとめ案作成に向けての議論」とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

青山会長 では今日はこれで終わります。どうも熱心な議論ありがとうございました。次回またお目にかかります。

以上